

新型コロナウイルス感染症対策特集 海外トピックス【臨時版】

VOL. 18

- 世界中で感染拡大している新型コロナウイルス感染症。特徴ある対策を実施している国や駐在員事務所のある国・地域を中心に、各国の「今」をお伝えする、駐在員トピックス臨時版です。各事務所から情報が届き次第、随時発行します。

東南アジア | ベトナム及びインドネシア政府による経済対策・事業者支援策の更新

海外全般 | 新型コロナウイルス感染症に係る各国・地域の状況と日本政府の対応

1 要旨

東南アジア駐在員事務所が取りまとめ、本年6月に県ホームページで公開した新型コロナウイルス感染症拡大に関連したベトナム及びインドネシア政府による経済対策・事業者支援策について、新たな支援策の追加等が示されたことから、今般、12月時点の更新情報を県ホームページに公開した。

2 更新情報概要

(1) ベトナム

○法人税の30%減税措置

- ・法人税を納税する義務を持つ生産活動、商品販売、その他の活動を行う組織（企業）に適用され、対象期間の2020年1月から12月までに納税義務が発生した法人税の30%が減税。
- ・本措置は国会で既に議決されているが、具体的な申請方法は財務省からの正式文書の発出を待っている段階。

(2) インドネシア

○投資調整庁（BKPM）による特別入国許可発行

- ・外国人に対する新規ビザの手続き停止、新規ビザでのインドネシア入国禁止という状況の長期化から、BKPMが特別措置を講じた。
- ・外国人不在により工場が稼働できない、責任者不在により事業に影響が出るといった事業者の支援を目的に、BKPMへの申請により、現時点でも入国可能なITAS保持者以外の外国人も入国可能となる推薦状が発行され、ビザが発給できる措置。

○BPJS 社会保障 保険料減額・支払猶予

- ・本年9月1日付けで、新型コロナウイルス感染症拡大期におけるBPJS社会保障プログラムの保険料調整についての政令（2020年49号）が公布。
※BPJS：全従業員を加入させる義務がある社会保険制度（一部外国人免除）
- ・本措置は、雇用者負担である保険料の減額を含み、企業のコストダウンも図ることが可能。ただし、プログラム内容によっては、減額と支払猶予と措置内容が異なるため、注意が必要。

○各種税金の免除、減税措置

- ・本年6月に報告した税務に関する措置について、対象者の拡大（対象事業コードの拡大）や対象期間の延長等の措置が取られているものがある。

3 詳細情報

詳細情報は、県ホームページに掲載した以下の資料を御参照願います。

<ベトナム> <http://www.pref.shizuoka.jp/kinkyu/documents/202012vnm.pdf>

<インドネシア> <http://www.pref.shizuoka.jp/kinkyu/documents/202012idn.pdf>

※企業の皆様、はたらく皆様への支援策（新型コロナウイルス感染症関連情報）

<http://www.pref.shizuoka.jp/kinkyu/covid19-com.html>

本県の交流重点国・地域等の新型コロナウイルス感染症の状況と日本政府の対応は、以下のとおりです。(12月27日時点)

国・地域	各国・地域の状況		水際対策措置等 (令和2年12月28日から令和3年1月31日まで)
	感染者数 ()は前日比	死亡者数 ()は前日比	
中国 (ビジネストラック開始済) (レジデンストラック開始済)	96,324 (+84)	4,777 (0)	○ 全世界の国・地域からの新規入国を可能にする措置 概要 ビジネス上必要な人材等に加え、順次、留学、家族滞在等のその他の在留資格も対象として、原則として全ての国・地域からの新規入国を許可する措置 条件 防疫措置を確約できる受入企業・団体がいること 状況 <u>一時停止</u>
韓国 (ビジネストラック開始済) (レジデンストラック開始済)	56,872 (+970)	808 (+15)	
モンゴル	1,082 (+7)	0 (0)	
台湾 (レジデンストラック開始済)	785 (+2)	7 (0)	○ 短期出張からの帰国時等の行動制限緩和措置 概要 日本在住の日本人及び在留資格保持者を対象に、ビジネス目的の短期出張からの帰国・再入国時にビジネストラックの14日間待機緩和を準用する仕組み 条件 渡航先国への滞在期間7日以内 状況 <u>一時停止</u> <u>なお、英国・南アフリカは当分の間停止</u>
シンガポール (ビジネストラック開始済) (レジデンストラック開始済)	58,519 (+10)	29 (0)	
タイ (レジデンストラック開始済)	6,020 (+110)	60 (0)	
インドネシア	706,837 (+6,740)	20,994 (+147)	○ ビジネストラック 概要 相手国又は本邦入国後の14日間の自宅待機期間中も、行動制限を限定した形でビジネス活動が可能となるスキーム 条件 本邦活動計画書の提出等 対象国 4か国(シンガポール、韓国、ベトナム、中国) 状況 <u>継続</u>
ベトナム (ビジネストラック開始済) (レジデンストラック開始済)	1,440 (+1)	35 (0)	
マレーシア (レジデンストラック開始済)	103,900 (+2,335)	451 (+2)	
フィリピン	469,005 (+1,404)	9,067 (+5)	○ レジデンストラック 概要 例外的に相手国又は本邦への入国が認められるものの、相手国又は本邦入国後の14日間の自宅待機は維持されるスキーム 対象国 11か国(ビジネストラック対象国、タイ、台湾等) 状況 <u>継続</u>
インド	10,187,850 (+18,732)	147,622 (+279)	
アメリカ	18,648,989 (+145,489)	328,014 (+1,692)	
ロシア	3,050,248 (+28,284)	54,778 (+552)	
ブラジル	7,448,560 (+22,967)	190,488 (+482)	
日本	217,312 (+3,765)	3,213 (+58)	

※感染者数及び死亡者数はWHO発表による。ただし、台湾は同衛生福利部発表による。

<検査強化>

- ・ 国内で変異ウイルスの感染者が確認されたと政府当局が発表している国・地域からの日本人を含む全ての入国者及び帰国者について、本年12月30日から令和3年1月末までの間、出国前72時間以内の検査証明を求めるとともに、入国時の検査を実施。検査証明を提出できない場合、検疫所長の指定する場所で14日間待機することが要請される。
- ・ 英国及び南アフリカからの再入国に際しては、出国前72時間以内に取得した検査証明の提示に加え、検疫所長の指定する場所で3日間の待機が要請される。その上で、入国後3日目に再検査を行った後、14日間の自宅等での待機が求められる。